

存在証明文書の実践

—近江八幡における「御朱印」の保管と使用—

渡 辺 浩 一

【要 旨】

本論文は、文書にかかわる実践的行為（作成・保管・編集・使用）について、対象を存在証明文書に限定し、局面を保管と使用に絞って検討するものである。事例は、近江八幡町が保管していた信長・秀次・家康の朱印状等（「御朱印」）である。明らかにしたことは以下の通りである。①「御朱印」は閉鎖的な性格を持つ保管体制のもとにあり、かつ神格化された取り扱いを受けていた。②小都市内部の階層間対立関係のなかで、「御朱印」へのアクセスの平等化要求が1823年に噴出した。③これを契機に、「御朱印」は諸役免除という特権の証拠として前面に押し出され、このことは明治維新时期まで継続した。以上の経緯から、地域秩序の動揺という変化の側面と、既存権威への接近欲求という秩序再生産の側面の双方を読みとることができる。

【目 次】

はじめに

1. 日常の実践—御朱印箱の保管体制
2. 非日常の実践—記憶としての住民運動
3. 継続と変容—文政9年以後の「御朱印」と諸役免除
4. 消滅と残存—明治維新以後

おわりに

はじめに

歴史における記憶の形態はさまざまである。書かれたものはいうまでもなく、トラファルガー広場のネルソン提督像のように都市空間に屹立するモニュメント¹⁾もあれば、十数世代にわたって受け継がれてきた儀礼行為やそうした場での語りもある²⁾。

1) 阿部安成ほか編『記憶のかたち—コメモレイションの文化史』（柏書房、1999年）

2) 渡辺浩一『まちの記憶—播州三木町の歴史叙述』（清文堂、2004年）。なお、唐突ではあるが文化人類学の最新の研究成果を関連する研究として紹介したい。それは、樫永真佐夫『ベトナム黒タイの祖先祭祀—家霊簿と系譜認識をめぐる民族誌』（風響社、2009年）である。本書は現在における文書の実践を通して継承される歴史意識がテーマであり、対象とする時代と地域は著しく異なるものの、問題意識を共有できる。1980年代の社会史研究における文化人類学の成果の参照とは別のレベルでの相互交流があり得る。

ここでは、日本近世における記憶の諸形態のなかでも、地域³⁾における文書保管とそれに関わる住民運動を取り上げる。これらを総称して文書実践と呼ぶこととする⁴⁾。ただし、集団が保管・使用する文書の総体をここでは対象とすることができない。存在証明文書⁵⁾に対象は限定させていただく。

事例は前稿⁶⁾と同じく近江八幡であるので、以下行論に必要な限りでの基礎情報を提供しておく⁷⁾。近江八幡は、琵琶湖東岸のやや南に位置する織豊系城下町が城を失って在方町となった都市である。都市を貫通するのは朝鮮人街道であり將軍上洛の道筋でもあった。中山道は南東2キロを通過し最も近接の宿場は武佐宿である。さらにその南方には東海道があって草津宿で中山道と合流していた。かつての城郭・武家地と町人地の間には八幡堀という琵琶湖につながる運河があり、近江八幡は琵琶湖舟運のなかで有力な湊の一つでもあった。享保6年(1721)が人口のピークで7180人(1557戸)であり、この都市は、蚊帳・畳表という地域特産物の全国販売の拠点、および三都・蝦夷地へ展開する大規模経営商人の拠点であることに基盤を持つ。しかし、19世紀に入ると戸口ともに減少していき、特に蚊帳生産は半減したといわれる。つまり、幕藩制市場に基づく典型的な都市が流通構造の変動によって停滞ないし衰退する典型的な例である。その内部構造も一種の格差社会であり、中心部には都市規模から隔絶した広大な屋敷が軒を連ねた。三都や蝦夷地からの収益が近江八幡の本店に蓄積されるからである⁸⁾。外部依存型の分裂の契機をはらむ小都市といつてよい。

その内部の行政組織=社会構造は、他の近世都市と同様に町を基本単位とした。碁盤目状の街路に南北方向の両側町が54ヶ町整然と配列された。各町は地縁共同体であり町年寄と組頭が寄合に依拠しながら町を運営していた。南北の街路を共有する4、5ヶ町は「筋」という共同組織(組合町)を形成し、このレベルでも寄合が行われていた。さらに、都市全体(惣町)レベルには、惣年寄という町役人が2人いた。

そのほかに、元禄11年(1698)から文政9年(1826)まで近江八幡の領主であった旗本朽木氏の領主財政を支えるために御用達7、8名と御仕送人が合計30名ほど任命されていた。年貢を管理し月並金を送金するのは御用達であり、御仕送人は上納金の負担と差配を行うという領主に対する役割分担があった。御仕送人たちは仲間を形成し、少なくとも19世紀では惣町レベ

3) ここでは、地域を主体が活動する「場」として可変的に捉えている(板垣雄三『歴史の現在と地域学—現代中東への視角』岩波書店、1992年)。

4) 安村直己「権力・メディア・歴史実践—グローバル化と植民地期メキシコにおける歴史の生産—」(『歴史学研究』820、2006年)における「歴史実践」とほぼ同じ意味であるが、「歴史」の定義をめぐる疑義を避けるために「文書実践」とした。ここでは広く文書に関わる実践的行為(作成・保管・編集・使用)を総体として捉えるという方向性で考え始めている。文書という語を用いてはいるが口頭を排除するわけではないことは言うまでもない。岡崎教「西欧中世史料論と現代歴史学」(『九州歴史科学』31、2003年)および斎藤見編『テキストと人文学—知の土台を解剖する』(人文書院、2009年)も参照。

5) 存在証明文書とは、個人や団体が当該社会のなかでの位置づけを証明する文書の意である。拙稿「記憶の創造と編集」(『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ編』5、2009年)を参照。

6) 前注拙稿。

7) 以下この部分の記述は、特に注記しない限り、『滋賀県八幡町史』上(滋賀県蒲生郡八幡町編纂、1940年、以下『町史』と略記)、『近江八幡の歴史』1、4巻(近江八幡市史編纂室、2004、2008年、以下『市史』と略記)による。

8) 下村富士男・大口勇次郎・高村直助・坂野潤治『西川四百年史稿本』(西川産業株式会社、1961年)、上村雅洋『近江商人の経営史』(清文堂、2000年)。

ルの意志決定にも大きく関与していた。御仕送人仲間には行事と月番という役職があり、この月番が近江八幡にとっての存在証明文書である「御朱印」（信長・秀次・家康などの朱印状や判物）を一ヶ月交代で保管していた。

「御朱印」のなかでも慶長5年（1600）の家康朱印状は乱暴狼藉や放火を禁じる内容であって諸役免除文言を持たない。にもかかわらず諸役免除の証拠文書として間接的に機能させようとする実践が行われていたことは前稿で述べた通りである⁹⁾。それを「記憶のあいまいな創造」と呼んだ。その「あいまいさ」から来る文書実践の特徴をこれから見ていくことになる。

1. 日常的実践—御朱印箱の保管体制

信長・秀次・家康などの「御朱印」がそれ以外の古文書とともに享保6年（1721）以前から御朱印箱に保管されていたことは前稿でも指摘した通りである。やはり、存在証明文書は記憶の創造以前から、あるいはそれ以後そう年数を経ずして特別な保管のされ方をしていたのである。また、前稿で分析した「八幡記録帳」は創造された記憶に関わる文書集であるが、これは3冊作成され、1冊は御朱印箱に保管され、残り2冊は宿老（のちの惣年寄）2人のもとに1冊ずつ保管されることとなった。宿老交代の際には、この記録帳を引き継いだ。つまり、「御朱印」は記憶の編集物とともに保管されていたことになる。これは、播州三木において「三木町御免許大意録」という歴史叙述が秀吉高札という存在証明文書を保管する宝蔵に献納されたこと¹⁰⁾、京都上京において歴史叙述である「上古京親町古地由来記」が収録されている『親町要用亀鑑録』が御朱印箱に「御朱印」とともに保管されたこと¹¹⁾と類似する現象である。

御朱印箱の保管の仕組みについては、残念ながら19世紀にならないと判明しない。ただ、享保6年には御朱印箱がすでに存在しており、惣年寄以下の八幡町の惣町レベルの役職も享保期までには成立しているので、以下に詳述するシステムの原型は享保期には遡ると考えている。また、二節で検討する文政5年（1822）助郷騒動以後は「御朱印」に対する意識が変化すると考えているので、本節での検討は、極力文政5年以前の史料に基づくこととしたい。

引き継ぎ

戦前の『町史』にも記述されている通り、御朱印箱は、御仕送老分¹²⁾が月番で預かることになっていた。月番から月番へ引き継ぐ際にはどのような手続きであったのであろうか。

伝右衛門殿より人参り不快ニ付跡へ相頼申度由申来候、市田順次候故申遣候処、是又來月御断之由にて山形屋へ頼被申候・・・御朱印御箱并箱物式ツ為持付添参り相渡し申候、受取書参候、御年寄方へ右之義相届帰り申候（戦前筆写史料¹³⁾・森日記文化5年2月30日条）この史料は、宇治屋（堤）伝右衛門が「不快」であるので、御朱印月番を次の順番の者に頼み

9) 拙稿「記憶の創造と編集」（前掲注5）

10) 拙著『まちの記憶』（前掲注2）

11) 『日本都市生活史料集成』1（学習研究社、1977年）

12) 御仕送老分とは、前述した約30名の御仕送人仲間のなかで中心的な役割を果たす7、8名の者たちのことである。

13) 八幡町共有文書（滋賀大学経済学部附属史料館）。戦前の町史編纂時の筆写史料である。森五郎兵衛家の日記のうち現存しない部分についてはこの戦前筆写史料から引用した。

たいと申し出があった、麻屋(市田)清兵衛が次の順番であるので市田へその旨を伝えたところ、市田も来月の月番を断ってきたため、山形屋(西川)甚五郎へ依頼があった、(中略)御朱印箱と箱物二つを持たせ、自分が付き添い、山形屋へ渡した、山形屋から受取書が来た、惣年寄方へ御朱印箱引き継ぎを届け出て帰宅した、という意味である。堤伝右衛門・市田清兵衛・西川甚五郎ともに御仕送老分である。この文面からは、書き手の森五郎兵衛が文化5年(1808)2月の御朱印月番であったようだ。このケースは当番交代例であるので、当番交代がなければ、月番が月末に次の月番に御朱印箱を渡し、受取書を受領して惣年寄に届け出るというだけの手続きであったことがわかる。また、引き継がれているものが御朱印箱だけではなく、その他の箱も伴っていたこともわかる。これは月番が御仕送人仲間月番を意味するため、その職務に必要な文書などとその保管容器も同時に引き継がれていたということなのであろう。三点目としては、病気の場合は御朱印箱の預りも含めて月番が免除になったという点があるが、これは特に指摘するまでもないことである。

次に純粋な引き継ぎ事例として以下の史料を挙げておく。

一御朱印御箱仙台屋にて正月御預り被成候段、山新より申来候。(戦前筆写史料、森日記文化15年12月27日)

仙台屋(梅原)治郎兵衛も御仕送老分であって、御朱印月番を翌年正月に勤めることを山新(不明)が森に伝達したのである。山新は12月の月番であったと思われる。

以上のように、文政5年(1822)伝馬騒動以前の御朱印箱の引き継ぎは、単に前の月番から次の月番へ引き継ぎ、そのことを惣年寄に報告するだけであった。ところが、文政5年以後はやや変化する。

一明日御朱印御箱参候付、丁内年寄迄咄合申候、近年八年寄・組頭双方立合にて受渡有之候。(森日記¹⁴)文政6年5月29日)

一当月月番ニ付、市田清兵衛殿より御朱印御箱参り申候、行司鍋七殿并ニ□西六・庄藏・高林年寄早々御付添被下候、手前麻屋惣助殿御立合被下候、袴羽織にて無異義相済申候。(森日記同年6月1日)

これは扇屋森五郎兵衛が市田清兵衛から御朱印箱を引き継いだ時の日記の記事である。市田清兵衛は引き継ぎ前日の5月29日に扇屋に連絡している。市田日記¹⁵)によれば以下の通りである。

扇半殿へ参り、御朱印之儀、明朝差送候趣咄、組頭へ被触候哉尋候処、披露致置候申之扇半は善九郎で市田が居住する小幡町の年寄と思われる。市田は扇半が小幡町の組頭に知らせるかどうかを尋ねたところ扇半は披露すると答えたのである。また、森日記29日条では、個別町の年寄・組頭が立ち会うことは近年のことであると記している。市田が町内への披露について扇半に聞いたことをわざわざ日記に記している点もあわせ考えると、元来は御朱印箱の引き継ぎを町内に披露しておらず、また個別町年寄・組頭の立合もなかったと思われる。

文政6～9年(1823～1826)の多数の事例は以下のように整理できる。

- ① 引き継ぎには行事が立ち会っていた時期がある。この行事は月番同様に御朱印箱専門ではなく、御仕送人仲間の行事である。行事は数ヶ月から1年程度で交代しているようである。

14) 近江八幡市資料館所蔵森五郎兵衛家文書。

15) 滋賀大学経済学部附属史料館寄託市田家文書 家46。

ただしこの点は文政6～8年の間以外は確認できず、2年間程度と一時的な現象であった可能性がある。

- ② 前述の通り、御朱印箱受取者の所属個別町の町年寄・組頭が付き添う。
- ③ 関係者は羽織袴を着用している。これは同一身分会合の際の正装である。
- ④ 文政7年の事例では、御朱印箱引き継ぎの安全のために、左義長における松明祭が中止されている。森日記には、8月25日「一納屋嘉兵衛殿迄来月月番之儀申合候」、同29日「一丁内年寄迄并二行司紀屋清兵衛殿迄、明日御箱送り之義申遣し置申候、来月行司山新様御勤被申よし、紀清より申来候」、晦日「一納屋嘉兵衛様へ明日御箱送り之案内申遣被申候、紀清殿へも申遣申候、丁内へも箱帳面入書物為持遣申候」と引き継ぎの準備が進み、「一今晚（左義長の）火鎮メ申候、一両日早く候得共、明日御箱送り申候ニ付、鎮メ申候」（同日条）と左義長という年中行事が「御朱印」引き継ぎのため縮小されていることがわかる。翌1日には「一五ツ時御箱送り申候、行司紀清様、丁内年寄大安様・扇惣様・鉄卯様御立合被下候、無滞相渡受取書取置申候」とあって、松明祭を縮小して御朱印箱の引き継ぎが無事終了したことがわかる。在地の年中行事よりも権現の権威が優越していたということになる。ただし、この事例は後述のように権現信仰高揚期にあったことなので、一時的現象と思われる。
- ⑤ 服忌中の当主や女性当主に順番が来た場合には、次の順番の者が御朱印箱を預かる。このことは御朱印に対して触穢観念が存在していたことを意味する。実際に、以下の史料のように触穢観念がそのままの文字表現で記されている。

一御朱印月番触穢ニ付キ次番へ送り申候、尤西川屋善六殿へ掛合之処、早速御承知被下候て、町内役人方立会、同家へ送り申候、尤代ニ高田□□□付添相成申候事也。（森日記嘉永4年8月15日条）

触穢観念とは「神に穢が接触することを恐れる観念」であり穢の要因には人間の死や月経がある¹⁶⁾から、「御朱印」が神格化されていたことを意味することとなる¹⁷⁾。

- ⑥ 引き継ぎに伴う現象ではないが、森家では慶応2年正月に御朱印箱を預かっていたため、御朱印箱に「御鏡」と「神燈」を差し上げている（「一月番ニ付キ御朱印ニ御鏡・神燈等差上候」）。これも「御朱印」の神格化といえるだろう。

以上のように御朱印箱の引き継ぎは、基本的には御仕送老分が月番を交代で勤めているだけであって、御仕送老分以外の住民は関与しないことが特徴的であった。しかし、文政6年（1823）以後は、前月番の所属町の町年寄・組頭が付き添うようになる。つまり、御朱印箱の引き継ぎに関与する住民が拡大したといえることができる。なお、御朱印箱の鍵は惣年寄が預かっていたので、引き継ぎに惣年寄が参加しない以上、関係者が「御朱印」を見ることはできない。

③以下の要素については文政5年以前からのことであるかどうかについては不明とせざるをえないが、引き継ぎが単なる実務ではなく儀式的要素を帯びていることが装束の点から、⑥の

16) 中川 学『近世の死と政治文化—鳴物停止と穢—』（吉川弘文館、2008年）

17) 触穢観念が指摘されている権威性を帯びた物品としては「御茶壺」がある（大嶋陽一「茶壺道中と数寄屋坊主」大石学編『近世公文書論』岩田書院、2008年）。触穢性を持つ文書の他事例の発掘とともに、対象を物品全般に広げてそのなかでの位置づけを検討する必要があるように思われる。

ように神格化しているがゆえに⑤のような現象が起きていると解釈できることだけは指摘しておきたい。

虫干行事

これまで検討してきた「御朱印」の引き継ぎが毎月行われていたことに対し、虫干行事は1年に1度土用丑の日に行われる。ここではその様相を検討していきたい。

虫干行事は惣年寄が主宰する。惣年寄は御朱印箱の開封・虫干・封印を行う¹⁸⁾。そのためには御朱印月番のところに保管されている御朱印箱が惣年寄のもとに來なければならぬ。例えば、文化6年(1809)の場合は以下の通りであった。

6月27日「明日快晴候ハ、御朱印土用干いたし可申旨切紙以月番扇屋五郎兵衛・行司蚊帳屋佐兵衛殿兩人申遣候」、28日「天気、五ツ前時出勤、御朱印土干月番・行司持参、無滞為相濟、九ツ時相渡申候、西谷氏少々不快ニ付相断。」¹⁹⁾

このように御朱印月番と行司が惣年寄のところに御朱印箱を持参し、惣年寄が虫干を行い、終了するとまた月番に御朱印箱を渡すのである。また、虫干前日には、惣年寄が虫干について「切紙」を出している。

虫干の場所についての記述はあまり見られず、文政6年(1823)と天保14年(1843)では「会所」で行われたことが判明するのみである。近江八幡における会所については菅原憲治氏の研究²⁰⁾に詳しく、ここでの「会所」は惣町レベルの会所であろうと思われる。菅原氏が検討した天明期(1781-1788)にあっては惣町レベルの会所は寺院を必要に応じて借りて使用し、固定的な空間ではなかったが、19世紀に入ると魚屋町中の町人控屋敷を借用しており、天保13年(1842)には比牟礼八幡神社鳥居向かいの町屋敷を買い取り²¹⁾、完全に固定化した。この場所は近代には小学校・町役場と受け継がれることに示されるように、都市の中心である。惣町会所としてふさわしい場所であるとともに、存在証明文書の虫干の場所としてもふさわしい。

ところで、虫干の間、月番と行司が虫干の場にそのままいるのかどうかについては、次の史料を見られたい。

堤伝右衛門・箔屋四郎左衛門兩人御朱印箱持参被致候、西谷氏立合麻上下着用にて虫干仕候、兩人衆も拜見被致候、猶後刻申遣候間、其節罷被出候趣申置候、尤午時取かた付無滞月番へ相渡申候(内池日記、文化8年6月4日条)

惣年寄内池が「後刻に知らせるのでその時に来るように」と月番・行司の兩人に言っているので、ここから虫干の場に月番も行司もいないことがわかる。ただし、兩人は「御朱印」を拝見はしているから「御朱印」を見ることのできないわけではない。また、ここからは、虫干の際に惣年寄が麻上下を着用していることもわかる。この装束は、惣年寄が代官に拝謁するときの装束であり、「御朱印」の権威性を見て取ることができる。月番・行司の装束についても

一快晴ニ付御朱印虫干仕候、兩人共麻上下着いたし可申、月番仙台屋治郎兵衛・行司備後

18) 『町史』上p404ほか。

19) 内池日記(東京大学法学部法制史資料室 甲/2/3879)

20) 菅原憲二「日本近世都市会所論のこころみ」(朝尾直弘教授退官記念会編『日本国家の史的特質 近世・近代』思文閣出版、1995年)

21) 『市史』4、p81

屋由蔵、八ツ時同人へ相渡申候、(内池日記、文化6年6月22日条)
とあるように、惣年寄と同じく、麻上下着用であることがわかる。「御朱印」を「拝見」するのであるから当然の装束であろう。

前々の引用史料には「西谷氏立合」という文言が見える。この関連史料を以下に引用する。

御朱印箱持参仙台屋治郎兵衛殿・加茂屋庄左衛門殿、

一外二拝見人外屋惣兵衛殿・西谷善太郎殿同道にて吉田源蔵殿被参申候、午時分過取片附、
仙台屋治郎兵衛殿へ相渡、無滞為相済申候。(内池日記、文化12年6月18日条)

ここには「拝見人」として3名の名前が挙がっている。いずれも惣町レベルの町役人である。文化14年(1817)6月16日に行われた虫干でも「拝見人四五人」がいた。このように、惣年寄・御朱印月番・行司のほかに拝見人が数名いることもあった。

つまり、一年に一度の御朱印虫干であっても、参加者は10名を越えることはなく、「御朱印」へのアクセスは非常に限られたものであったということである。

さきに御朱印月番は御仕送老分が順番で勤めることを述べたが、御朱印箱の引き継ぎにも虫干にも立ち会う行司について調べてみると、御仕送老分とは重ならず、御仕送加入であることが確認できる例がある。文化14年の塩屋金太郎(内池日記6月15日条)、文政6年5月の鍋屋七左衛門(市田日記5月1日条)、文政6年(1823)6月の山中屋新助(森日記6月17日条)がそうである²²⁾。また、文化12年の拝見人3名のうち、外屋惣兵衛は文政8年に御仕送老分に任命されており、西谷善太郎は文化9年に御川達に任命されていることがわかる²³⁾。すなわち、「御朱印」の引き継ぎと虫干は町役人層の内部だけで行われていた。非常に閉鎖的な性格を持っていたと言えるだろう。これは、播州三木の虫干行事が町の祭礼のような様相を帯び、「参詣」と表現されるように不特定多数の町住民がかかわることとは実に対照的である。記憶があいまいに創造されたために、つまり諸役免除の直接の証拠文書が存在しないために起きた現象であると思われる。

しかし、文政5年の助郷(御朱印)騒動以後は変化が起きる。文政6年以後は、先述の通り引き継ぎにあっては、月番が御朱印箱を惣年寄に渡す際に年寄・組頭など町内からの付添人がつくようになる。虫干でも月番が惣年寄に御朱印箱を持参する際に町内からの付添人が来るようになる。

一御虫干晴天ニ相成候ニ付、会所迄持参仕候、尤行司山中屋新助様、丁内より菊屋茂兵衛様・扇屋惣助様御付添被下候、御渡し申上候、拝礼被仰付候て難有奉存候、引取居申候。

九ツ半時頃受取ニ罷出候様申来ニ付、前書之人数揃受取罷出無滞相済守護罷帰申候。(森日記、文政六年六月一七日条)

この記述からは、虫干行事に参加した御朱印月番が「御朱印」に対して拝礼したこともわかる。ここでも神格化が確認されるが、これがこれ以前からのものであるのかはわからない。また、虫干中は月番が一旦虫干の場を離れていることも再確認できる。

月番所属町からの付添人については、天保10年(1839)(梅原日記²⁴⁾6月22日条)、同14年

22) 『町史』上p801-802と照合。

23) 『町史』上p795、790。

24) 滋賀県立図書館寄託梅原康治家文書

(1843) (森日記 6月28日条)、弘化3年(森日記 6月10日条)においても確認できる。「御朱印」へのアクセスが若干拡大されたと評価できる。しかし、基本的には変化がなく、大勢の八幡住民の前で行われるものではなかったことは、やはりここでも前提となっている記憶のあいまいさが原因であるのではなからうか。家康朱印状に諸役免除とは書かれていなかったことは、その保管儀礼の性格も規定したのである。

御朱印箱の形態的特徴

本節の最後に、御朱印箱の形態的特徴を分析しておきたい。近江八幡では、残念ながら御朱印箱は現存していないが、戦前の町史(中巻776頁)に写真1が掲載されているほか、近松文三郎「八幡御朱印顛末 七」(『月刊太湖』30号、1928年7月9日)にも別の写真2があり以下のような説明が付いている。

- 一、前面の右にあるは喧かましき御朱印箱で、朱塗角々等に銅製の金具を打ち付け四本脚、頗る立派なもの、向つて右横に「ケンドン」の戸があり其上部に海老錠を卸すやうになつて居る。寸法は幅九寸二分。長二尺一寸、高一尺三寸七分。
- 二、前面の左方にあるが桐製白木箱、前記の横より挿入る、仕組。
- 三、中央に立て、あるは第二の箱へ入れる渋色の桐箱此内へ御朱印を納める。
- 四、背部にある四方格子の箱は第一の御朱印箱を納め前後に引上げ環があつて、是に棒を通し其上に屋根を掛け運搬するに便す。
- 五、此写真に写つて居らないが更に第四の格子附の箱を入れる黒塗の長持があつて、前面に大きな金色の三つ葵の紋が付いてある。

この記述と写真の観察から以下のような保管容器であったことがわかる。

まず、組み紐のかかった渋色桐製の状箱が桐製白木の抽斗に入れられ、それがさらに脚付きの箱に横から差し込まれる形で入れるようになっていた。

四本脚の箱は朱漆塗りでしかも角々が銅製金具で補強されているという丁寧な造りになっていた。寸法は幅が約29センチメートル、長さが約63センチメートル、高さが約42センチメートルである。この箱には慳食蓋が付いておりそこには海老錠が埋め込まれている。これは惣年寄が御朱印箱の鍵を持っていたという事実と合致する。

脚付きの箱は、さらに屋根型の蓋を持つ格子の箱に入る。この形で運搬することができたということである。それがさらに屋根型の蓋を持つ箱に入れられている(写真1)。上の引用の「五」に説明されている箱である。外側の屋根型の蓋には側面に方形の穴があるので、ここに棒を差し込んで運搬することもできる構造になっていたのではないだろうか。最も外側の箱とそのすぐ内側の箱が運搬できる構造を持っていたことは、「御朱印」の引き継ぎや虫干行事の際には運搬する必要があったことと合致する。

これは、『甲子夜話統編』に記述されている、宣旨を納めた覧箱とその容器である唐櫃、それを納めた籠かごという屋根を持つ格子状の箱に類似する。この意味について家具史の専門家である宮内悉氏は「格子組と内箱という構成は、衆人に見られることを意識した入念な運搬方法であり、格子組は内箱の保護を目的とした軽量の装置である」とし、「内箱は、視覚的には確認できるが触れることはできず、板札によってその中身を想像することになる。」(205-206頁)と述べている。またこの種の箱は、島根県美保神社の青柴垣神事において用いられる神饌や御供を運

写真1

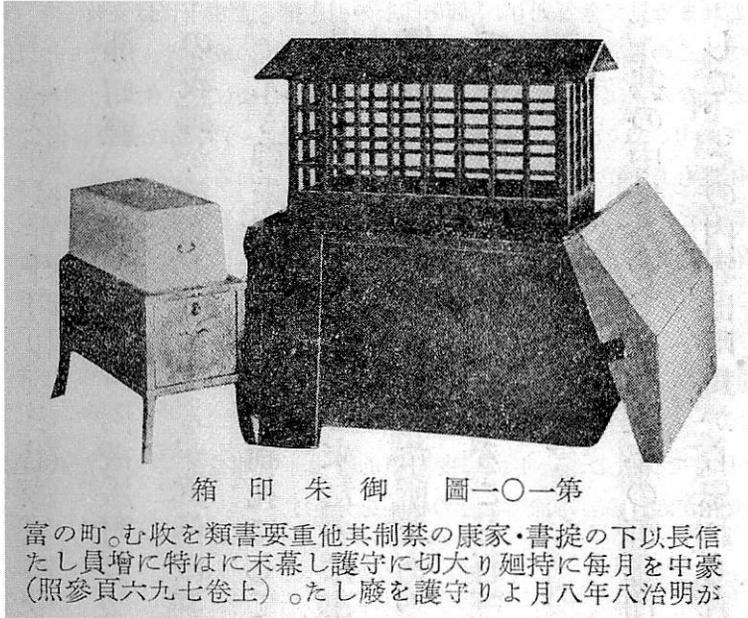
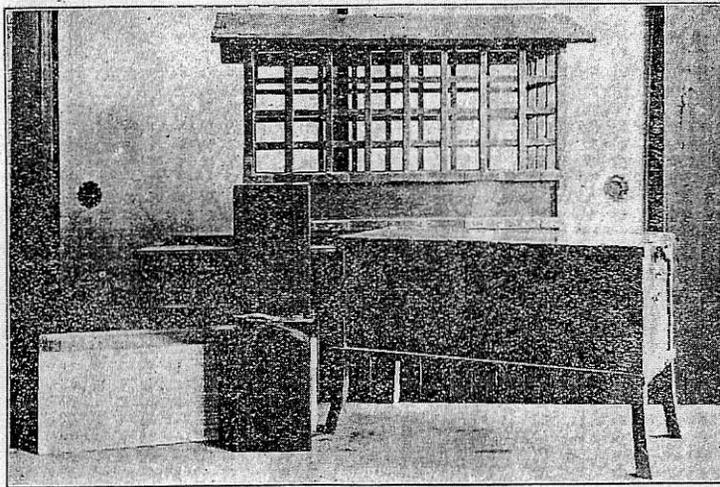


写真2



(藏場役町幡八) □ 箱 印 朱 御

搬する櫃としても用いられており、これに関連して「格子は内側を保護するばかりでなく、人が内箱に触れることも拒否し、精神的な隔離装置になっている」と意味づけている(142頁)²⁵⁾。

宮内氏の説を参照すれば、播州三木の秀吉高札のように土蔵という物理的な隔離装置には保管しなかったが、近江八幡の場合は多様な形態の五重の木箱のなかに「精神的な隔離装置」を間に挟んで保管したということが言える。「御朱印」本紙を幕府に見せることを拒否することもあった近江八幡の住民たちが選択した保管容器としてふさわしいと言えるだろう。

25) 宮内悉『ものと人間の文化史 箱』(法政大学出版局、1991年)

もともと、これまで見てきた通り、「御朱印」の引き継ぎと虫干には文政5年(1822)を境に変化があるので、この異常に嚴重で特異な形態の御朱印箱の成立は、文政5年以降であった可能性があることとなる。実際に梅原日記文政12年9月19日条には「御朱印御箱覆仕立替出来」とのみ記されており、このときに四脚箱と篋の組合せという特異な保管容器に入れられるようになった可能性もあるが、記述が簡潔に過ぎて判断しかねる。

ただ、引き継ぎと虫干における閉鎖的な性格は基本的には変わることがないので、播州三木と対照した場合には、この保管容器は閉鎖的な保管システムに照応することは確かに言えるだろう。

2. 非日常の実践—記憶としての住民運動

御朱印箱を月番で保管し、一年に一度閉鎖的な虫干行事を行ってきた八幡に、文政5年(1822)以降変化が起きる。本節ではその様相を分析する²⁶⁾。

文政5年武佐宿助郷一件

最初の事件は文政5年6月から始まる武佐宿助郷一件である。この一件は、『滋賀県八幡町史』では「御朱印騒動」と呼ばれているが、当時の史料表現に従って、また後述するように翌年にも「御朱印」をめぐる騒動状況になるためここでは区別して武佐宿助郷一件と呼ぶ。その始まりが判明する史料は市田日記同年6月8日条である²⁷⁾。

馬淵村難洪ニ付助郷御免願出候ニ付、江戸表より御出役御滞留、依之御代官川北氏御挨拶御出被成候所、助郷差村御役人方より御尋有之、村々被申上候所、八幡町之義可申出被仰候得共、是ハ前々より御朱印頂戴も致居候所故、御断申上候得共、何レ差村之内え差加可申様被仰出候故、差加候趣川北氏え御役所え申参ル、右之趣御役所より内池え被仰聞候ニ付、今夕同人馬淵村え罷越被申。

省略が多く難解なため逐語訳を以下に示す。馬淵村が難洪のため助郷免除を願い出たので、江戸から(道中奉行)出役が(馬淵村に)滞留している。このため、代官川北氏が(出役へ)挨拶に出てきたところ、助郷差村について(代官川北の)役人方よりお尋ねがあった。(それに対し)村々が申し上げるには、「(出役が)『八幡町を(差村として)申し出るように』と仰せられるけれども、是(八幡町)は前々より「御朱印」を頂戴している所なので(差村として申し上げることは)断った。しかしそれに対して、(出役は)『何れ差村の内へ差加えるように』と仰せ出されたので、(私たち=村々は、八幡町を差村に)加えた」と川北氏および川北役所に申し上げた。以上のことが川北役所から内池(惣年寄)に仰せ聞かされたので、今夕内池が馬淵村へ行った。

26) これらの騒動に関する先行研究は以下の通りである。近松文三郎「近江八幡御朱印騒動顛末」1~28(『月刊太閤』24~51、1928~1929年)、原田伴彦『近世都市騒擾史 原田伴彦著作集別巻』(思文閣出版、1982年)。近松の文章は史料紹介に近く、『町史』上は文政6年以降の叙述を欠き、原田は近代になってからの叙述(烏田鳩峰編『八幡御朱印騒動』1903年)等に依拠した略述にとどまるので、本節では現在利用可能な一次史料に基づいて実証的に改めて全過程を叙述しようと努めた。

27) 滋賀大学経済学部附属史料館寄託市田家文書 家45。

馬淵村は八幡から南東2キロに位置する中山道沿いの村である。ここには明記されていないが、馬淵村は八幡を差村（代わりの助郷）として武佐宿助郷免除を道中奉行に願い出た。そこで道中奉行は出役を派遣したのである。出役が八幡町について言い出したのは馬淵村からの情報によるものであろう。「村々」は八幡町が助郷を勤めることを疑問視していたが、八幡町は出役の強力な意向により助郷差村に加えられた。これ以後の経過は以下の森日記6月17日条が詳細である。

十一日御見分有之候、御公役馬淵村御逗留御座候所、当町御見分之上同所より当町御朱印之写持参いたし候様会所迄申来候、会所より御上ケ被成候所、本紙持参いたし候様被仰付候、其段町々年寄え会所より御相談被成候、今朝未明七ツ時二町内寄合申来候、右之相談ニ御座候、然ル所昨夜中より町々蓮照寺寄合、右御朱印持参之義町方不承知之段追々申上候、然ル所会所并御上よりハ御持参不被成候てハ相済かたき趣、段々御利解被仰聞候へ共、何分町方承知不致、蓮照寺迄町々よりかわり〱三四百人も結（詰）メ申候、余り聞入不申候ニ付、本町筆屋弥兵衛殿・秩部屋吉（ママ、治郎の誤りか）右衛門両人手錠御咎メ被仰付候、然ル所弥々町方騒々敷相〱（成力）町中一統より両人之手錠御免頻りニ願申候、内池宅えも十八日之朝大勢結（詰）掛ケ申候、惣年寄衆も昨日より病キニて御引被成候、全躰町方よりハ下書も差出候事ハ無用段、会所迄断有之候所、会所より馬淵御遣被成候義を大キニ意気返り申候、漸々十八日朝手錠も御免ニ相成申候、然ル所馬淵よりハ時〱相移り候間、草々本紙持参候段追々申出候所、当所町方承知無之、町方又大騒働いたし申候、御朱印箱月番嶋権様方ニ御預り被成申候、同所えも大勢町方より詰寄せ申候、老分中袴羽織ニて守護被成候、仕送り一統罷出守護いたし申候、隣町六丁町相頼自身番詰メ合守護いたし候、自分も十九日夕番いたし申候。

漸ク十九日夕方役所より御勤番へ御代官馬淵村迄御越被遊て町方より之願書ヲ御公役迄相納メ申候、町方御朱印持参仕入御高覧可被申候段被仰付奉畏候へ共、是迄他所迄持参いたし候義先例ニ無之、依て御断申上候段願書相認メ町中にて年寄四人印形いたし申候、右之願書馬淵村迄相納り、先々静ニ相成、蓮照寺も引取申候。

11から18日までの経過がまとめて記されている。一つのポイントは「御朱印」の写を持参するように命じられ惣年寄を初めとする町役人たちはそれにすぐに応じていることである。この点は後から騒動グループに批判されることとなる。写を出役に見せたところ本紙も見せるように命ぜられた。八幡町の意志決定システムは菅原憲二氏の研究により明らかな通り、個別町寄合→組合町寄合（「筋寄」）→惣町寄合（「惣寄」）という手順である。森家が居住する新町貳丁目では17日未明に寄合が開かれているが、その前の晩にすでに通常の手続き外の、つまり「下からの」惣町寄合が蓮照寺で行われた。「御朱印」本紙を出役に見せることには反対で蓮照寺には300~400人が集まったという。惣年寄内池宅へも大勢が押し掛けたという。「町方一統」の「会所」（惣町会所のことか、すなわち町役人層）に対する主張は「下書（写の意味か）も差し出すことは無用」というものであり、町役人たちの判断とは異なっていた点が重要である。「御朱印」をめぐる意識の階層差が明確に把握できる。

18日に馬淵村の出役から本紙持参の催促があるとまた騒動状況となり、御朱印月番の嶋屋権兵衛のところへも押し寄せたため、御仕送老分たちは羽織袴という同一身分内正装で「守護」した。「御朱印」を騒動グループから守るときに羽織袴を身につけるといふ意識も興味深い。引

き継ぎの慣例に倣ったものであろうか。この騒ぎは騒動グループによる願書が出役に提出されたことをもって沈静化する。

7月に入ると騒動グループ主導で江戸出訴への動きが強まり、代表者の入札が行われた。政事方という惣年寄の上級職が説得するが「町方」は承知しない。8月2日には新町の個別町寄合で江戸出訴が承認されているので、7月後半から8月初めにかけて個別町レベルの承認が広がっていったものと見られる。8月5日には騒動グループが町役人層に江戸出訴への付き添いを依頼した。最終的には町方代表は秩父屋治郎右衛門(最初から騒動グループの代表として名前が出ている人物)と野田屋増兵衛に決定し、付き添いとして惣年寄市田清兵衛と梅原次郎兵衛が江戸へ行くことになった。

付添人(惣年寄等)は9月晦日に江戸へ到着し、先に江戸に来ていた町方代表2人と合流した。市田家文書の「江戸出府日記」からは、八幡の領主朽木氏の本家福知山藩邸である「西窪屋敷」にたびたび出入りし、訴訟の便宜を計ってもらっていることがわかる。そのほかにも多方面へ工作した模様である。10月9日に道中奉行の呼び出しがあり、御前で地頭所の申し付けを拒んだ(「御朱印」本紙を見せなかったことを指すか)ことでお叱りを仰せつけられた。この件をすぐに川北氏(福知山藩から派遣されていた八幡の代官)に報告し、さらに多方面へ工作を続けていたところ、10月18日に福知山藩の川北氏から老中への周旋が効を奏したので賄賂を使わないようにとの連絡があった。10月28日には道中奉行からの申渡があった。それは、権現様の「御朱印」には伝馬役赦免のことは記されて居らず、先代(秀次)の「御朱印」には伝馬御免はあるけれども、権現様の「御朱印」を用いる事は天下の御定法ではあるが、朝鮮人・琉球人・日光御入用なども免除になることであるので、よく調べてから沙汰する、全て免除になるということではないが帰村を申し付け、趣意書の差出を命ずる、というものであった。

訴願運動と権現信仰

この間の経過で興味深いのは、10月9日に道中奉行の呼出を受けてから、「権現様」への参詣がたびたび行われていることである。同じ9日には、町方代表2人が道中奉行屋敷へ呼び出されている間に、町方代表の一人である野田増兵衛の弟で江戸で剣術修行をしている祥助が「権現様」で祈祷をしている。10月3日には惣年寄梅原ほか3名が、同15日と20日には町方代表グループ3人がそれぞれ参詣した。道中奉行申渡後の11月1日には惣年寄梅原が御礼の護摩を献上する。

この「権現様」は浅草東漸寺の権現御影のことであり、明和段階ではあまり人には知られていない存在であった²⁸⁾。しかし、東漸寺自体は『江戸名所図絵』にも記載があるので、文政段階ではある程度知られた存在になっていたのかもしれない。ともあれ、江戸在住者である野田祥助を先頭に、八幡住民は権現信仰にここで入っていくことになったのである。例えば、野田祥助は長兵衛への12月29日付け書簡のなかで

此度八幡一件も首尾能被仰付、大悦無此上御事ニ御座候、皆々様あまり鼻の高く相不成様御ツ、シミ可被成候、 偏ニ 権現様 八幡様 之御助なり、難有事言ばかりなし、(2字明きは平出を示す)

28)「寺社書上」(国立国会図書館永久寄託旧幕引継書)

と八幡の比牟礼八幡宮と並んで権現を感謝の対象として表示した²⁹⁾。また、江戸から帰国後の11月30日に開かれた惣会所での惣寄合では、江戸浅草東漸寺にある「神君様御像」に祈願したという報告がなされるとともに、町方へ東漸寺のお札と菓子を配分した（森日記文政5年同日条）。このことにより権現への感謝は八幡町全体のものとなった。このことが「御朱印」への文書認識に大きく影響することになる。

助郷一件それ自体は、翌文政6年（1823）3月6日に

先達て助郷一件ニ付御公役馬淵村へ御出之砌、御朱印持参可致様被仰出候処、町方大変ニおよび候段、思召も有之候処、由緒を以御免被仰付候間、此段心得違無之様被仰出候（市田日記3月7日条）

と、助郷は従来通り免除となった。ただ、この結論は前年11月段階で江戸の訴訟グループには既に伝わっていたことが、先の東漸寺お札配分そのほかの彼等の行動から推察される。

このように、江戸訴願を契機に近江八幡町は集団として権現信仰と関わっていく。文政10年2月9日付けの江戸浅草東漸寺全海より野田長兵衛あての書状では、「例年之通御札御町内六拾六枚各様へも差上候」と述べ、その上で同寺の神君御影を別殿に移すにあたり、奉加について依頼している³⁰⁾。「例年之通」とあるので、おそらくは上述の文政5年秋以降は近江八幡町と江戸浅草東漸寺との関係が継続していたものと思われる。そうした恒常的關係の上で東漸寺から奉加が求められたのである。これを受けて、薬屋五兵衛は、八幡町として奉加を行い、冥加講を結成して永代寄進を行うことを提案した。文政5年当時惣年寄を勤めていた市田家は閏6月22日に金200疋遣わして五兵衛の提案に応じた。翌11年3月22日には江戸東漸寺より御洗米・御札が参り、町内へ配布した³¹⁾。また、野田祥助が記した別の史料³²⁾には、「当地浅草東漸寺冥加講を取立発願、八幡町方ニて四十人世話をいたし居申候」とあって、これによるとかなり広汎な支持を得ているようにも見える。

さらに、この間の経緯とはほぼ同時に、文政10年4月16日には「御朱印御冥加之御神楽」を比牟礼八幡宮に献上した。これは「休日」として、すなわち年中行事の一つとして五兵衛は自らの日記に書き記している³³⁾。

このように、野田長兵衛や薬屋五兵衛のように非町役人層で、江戸訴願の当事者もしくはその支持者と見られる人物の側の史料からは、あたかも近江八幡全体が権現信仰に巻き込まれていったように見える。しかし、実際にはそうではなかった。

梅原日記文政10年2月26日条には、「十九日届野田増・加茂甚江戸東漸寺奉加之義、町中之□□相成申筋ニは無之、依て右寄進之義町々年寄へ罷出、取集など頼申義ハ難相成、世話人知音方へ頼入、多少之御差請申義ハ格別、家別勧進申義差留之趣両人へ達置」とあり、19日に届け出のあったこの件は、惣年寄梅原により、町全体としての取り組みとはせずに、個別的な対応に止めることとされ、家別の勧進は禁止されている。このようになった理由は代官手代の意向によるものと推測される。

29) 野田屋長兵衛家文書（近江八幡市蔵）②20

30) 野田屋長兵衛家文書②35

31) 薬屋五兵衛日記（『日本都市生活史料集成』10、p423、425、428）

32) 野田屋長兵衛家文書②10

33) 薬屋五兵衛日記（『日本都市生活史料集成』10、p422、424）

野田屋長兵衛家文書②10は、作成年月日、作成者ともに不明の文書であるが、この浅草東漸寺冥加講をめぐる、信楽代官多羅尾鞠負の元メである荒井正平という人物の見解が記されていて興味深い。荒井に質問してこの覚書を記しているのは文中に「御兄増兵衛」とあることから野田祥助である可能性が高い。内容からみて文政10年2月と推定される。そこでは、文政5年からのいくつかの訴願行為全体のことと思われるが、その訴訟費用を野田増兵衛ほか3名が借金して立て替えており、それへの対処として以下のような考えが述べられている。

町方ニも両三人市之丞義ニ付借金出来、相続相成兼候義も存居候事ゆへ、筋を申立相頼候へハ惣年寄へ角が相立候ゆへ、右講申立、集金ニて 日光様江戸表へも代参を相立、残り金ニて借金を年々ニ相済方いたし度候事ニ御座候、つまり、訴訟費用を惣町として正式に集金することができないので講を立てようとしていることがあまりにも赤裸々に語られている。

これに対して、元メの荒井は、この件は町方に正式に提起すべきことであって、もしも町方で取り上げないのであれば、代官所でもそのままにはしないとまで述べ、講がましきことは決して行ってはならないと、冥加講を全面否定している。

この史料からは以下の点が注意されるべきであろう。

- ①代官元メが騒動グループの人間と直接接し、冥加講は否定するものの訴訟費用問題には理解を示し、騒動グループの側に立った言動も行っていると記されていること。
- ②冥加講は、訴訟費用を集金するためのカモフラージュであること、つまり、純粋に権現信仰が高まったということではなく、極めて功利的に権現信仰を訴訟費用徴収に露骨に利用しようとしていること。ひいては、権現信仰による「御朱印」という特定文書への認識の変化は、このような功利性を伴うものであったこと。おそらくそれは当事者間で重々承知されていたのではないか。それがゆえに、本願寺別院に御朱印箱を仰々しく持ち出して飾り、その前に割り当て金を持参させるなどという手の込んだ演出が生じた（後述）ものと思われる。

「御朱印」写を提出して従来通り助郷免除として認められたことが権現信仰と結びついたこと、この点がこの一件では非常に重要である。権現信仰は18世紀末から民衆レベルで広まって行ったといわれている³⁴⁾ので、ここでの事例はその一齣になるのだろう。また、一方では、騒動グループは町役人層批判に権現信仰を功利的に利用していたこともわかる。このことは、「御朱印」に対する意識が純粋な物神化とはいえないことを示しており、「御朱印」という文書に対する物神的意識と、物神的意識を前提とした功利的意識が併存していたことがわかる。

献灯一件

この事件は、八幡町の住民が権現祭礼もしくは「御朱印」祭礼を行おうとした事件である。まず最初に、4月17日に献灯を行うという内々の町触が回る。これに対して、惣年寄梅原は同じ惣年寄の内池と、御政事³⁵⁾である伴と共に代官に相談している。惣年寄の知らないところで住民達が勝手に町触を出したのである。

34) 中野光浩『諸国東照宮の史的研究』（名著刊行会、2008年）、同「東照宮信仰」（『歴史学事典』12、弘文堂、2005年）

35) 享和2年（1802）から文政9年（1826）まで存在した八幡町役人の一つ。惣年寄の判断を補佐し、代官所の政務の相談にも預かったという（『町史』上p420）。

翌十六日には先の町触よりも一日早く、「日光御神祭」（森日記）あるいは「権現公之御祭」（市田日記）という名目で献灯を差し出した町々があった。この直接の契機はこの日に予定されていた八幡宮祭礼が中宮薨去のため延期になったことである。この祭礼は現在では「松明祭」として知られる大規模な祭礼であり、八幡町周辺13ヶ村の氏子村が中心となっており、八幡町全体と周辺村落も含めた地域社会の統合を再確認する祭礼であったと見てよい。そうした性格を持つ祭礼に併せて献灯が企図された点、またこの祭礼が延期になったことが一日早い開始の契機になったことは、目的である東照宮祭礼を地域社会の祭礼に重ね合わせて盛大さを獲得しようとする意図があったと見てよい。

当然、惣年寄たちはこの動きを差し止めようとするが、8ヶ町は献灯を差し出した。惣年寄の統制は十分には機能しなかったのである。

4月18日には早速関係者が処罰され、池田町五丁目が御叱りを受け、同町の年寄甚右衛門は押籠となった。江南町も御叱りとなった。4月19日には大工町以下六ヶ町も御叱りとなった。この町年寄が加茂屋甚右衛門であるとすれば、彼は前年の江戸訴願の際の出訴メンバーの一人であるから、この献灯を推進する側が、江戸訴願に積極的であったグループと重なるということになる。

一方、秩父屋治右衛門・野田屋増兵衛（いずれも文政5年江戸訴願者）・紺屋仁兵衛（後述の惣年寄不届依一件の首謀者）と内池がこの件で話し合っている（梅原日記）。前三者は、町役人層ではないので、東照宮祭礼を推進する側と町役人層との間で交渉が始められたことを示す。前三者が献灯を認めるように交渉したものと見られる。

4月20日には、願故寺で惣町寄合が行われ、町々の側の対応が検討されたようだ。以後、惣町レベルの寄合は連日開かれた模様であり、惣町として献灯を許可してほしいという願書を提出しようとの努力がなされている。具体的には、4月28日には願書に町々の年寄・組頭が印形する旨の町触を発しようとしたが決定することができず（以上梅原日記）、翌日もその試みが続けられていた（森日記）。この状況を惣年寄である梅原治郎兵衛は「秩父屋（治郎右衛門）神燈二事寄わく乱筋」と日記に記している。献灯の動きは町役人層に対抗的な行動であると把握されていることがわかる。新町では、問題の願書に印形をするかどうかの意志決定を行っていなかったが、新町年寄のところへ住民が押し掛けて印形を行わせたという（森日記）。4月29日夜に普門院で開かれた惣町寄合では、江戸出訴者であった野田増兵衛と秩父屋治郎右衛門が「演舌」を行い、願書が提出できなければ江戸へ訴願に行くこと述べ、願書への印形について議論した。ただし、この段階でも不参の町があって決定に至らなかった（市田日記）。

結局、5月3日に、印形が揃わないまま、45ヶ町連印の書付を代官所へ提出した（梅原日記）。したがって残りの9ヶ町が願書提出に同意しなかったものと見られる。昨年の助郷一件の時のようには八幡町全体はまとまらなかったということになる。

このような基盤の弱さに自覚的であったのか、5月8日には加茂屋甚右衛門と紺屋仁兵衛は内池宅に来て願書取り下げの相談をする。翌9日に惣町寄合があって願書取り下げを決定。翌10日には願書取り下げ願が45ヶ町の連印で提出される。これを代官所が受理して聞き入れ、この一件は終わる（以上梅原日記）。以上を小括すれば以下の通りである。

- ① 前年の江戸訴願によって昂揚した権現信仰が一般住民層を中心に発現した。それを町役人層は抑制しきれなかった。

- ② 「御朱印祭」という表現からは、東照宮信仰と融合するかたちで「御朱印」が神格化されていることが窺える。
- ③ この動きは、前年の江戸訴訟に積極的であった者たちにより推進された。
- ④ しかし、全体の意志とはならず終息した。

御朱印箱封印一件

1節で見た通り、「御朱印」は一年に一度虫干され、そのたびに御朱印箱から取り出されたので、納めた後に惣年寄が封印していた。ところが、文政6年の虫干行事終了後に町方の惣代も封印を行うという要求がなされ、一旦は実現することとなる。以下経過を詳述する。

この年の虫干行事は6月17日に行われた。この年は町方の拝見人が多かったという。これは前年の江戸訴訟により東照宮信仰が高揚しはじめたことと関連するであろう。6月の御朱印月番は扇屋森五郎兵衛であったので、惣年寄梅原から森に「御朱印」が返された。そのあと惣町会所にいる惣年寄梅原に、紺仁と弦徳から「町方惣代兩人封印」したいとの申出があった。惣年寄は即座に拒否の返答をしたようであり、すぐに代官にも伺いを立てて不承知との返答を得、それを紺仁・弦徳に伝えた。夜に蓮照寺で集会があったが「町方五六分ハ不参」(以上梅原日記)であったという。蓮照寺の町方惣代からの要請で、御仕送老分寄合が召集され、そこへ蓮照寺から紺仁・弦徳はじめ十人程度が来て、

今日御会所表迄御朱印御箱封印之義願立申候所、先規より無之義相成不申段被仰聞候、右ニ付町方ニても段々評定仕候得共、何分封印仕度趣ニ候間、□□御頼申上候、御老分方御堅慮を以右之儀御願立被下申、何分事相調候様頼入候段被申候 (森日記)

と惣年寄との間を御仕送老分が仲介してくれるように依頼している。その晩、老分中は夜明けまで話し合ったという(森日記)。

翌6月18日には、御仕送人3人が紺仁のところに来て「老分より願っても実現しないが、それでも押して願うのか」という否定的な問い合わせをした。紺仁は「一統」へ伝達するとのみ述べた。老分の回路が有効でないと判断したためか、翌19日、「暮早々より一統御役所へ罷出、惣年寄義兩人共町方一統不帰依ニ付退役被仰付候様申出候」と2人の惣年寄の退役要求を代官所へ対して行う(以上市田日記)。梅原日記には、惣年寄退役願書には紺屋甚兵衛(紺仁)・弦屋徳兵衛・まんじゅぎの3名が連名し、本町扇屋佐兵衛も「望人」であったと記されている。この件は新たな段階に入ったのである。

前述のように、文政5年の助郷騒動においても、町役人層と一般町人層との間で、「御朱印」に対する意識に差があった。そのような近江八幡町内部での階層間の違いがここでも表出したのであろう。

一方、御朱印箱封印の件は内池宅の「中ノ間」で行われている老分寄合に、町方一統が詰め掛け、百人余りが内池宅の「上見世」にいた。そのような中で交渉が行われ、町方一統は「封印之義ハ御老分衆中之内と(町方惣代)兩人被成下度」と要求し、老分側は「夫ニてハ恐も有之候間、御老分内丈」と応じた。老分側の結論延期の交渉には一統は応じない。やむを得ず老分側は「上封」と返事した(以上森日記)。すぐに「東惣代籠屋治兵衛・西惣代箔屋彦四郎兩人」(梅原日記)が「下地印形」(市田日記6月21日条)し、その上に箔四・糺作兩人(老分)が「上封」をした。一統は蓮照寺に引き揚げた(森日記)。町方の東西の代表二人が封印し、そ

の上から御仕送老分がさらに封印した模様である。

以上のように、6月19日には、御朱印箱には町方代表の封印が強行され、惣年寄罷免要求もなされた。この事態に対応して代官所は、22日に惣年寄両名に対し差し控えを指令し、同時に、紺屋甚兵衛俵市之丞・弦屋徳兵衛に吟味中他参留めを命じた。このあとの経緯は10月から再開されるのだが、その前に別の事件が起こる。

江戸出訴費用徴収問題

文政5年9月から11月にかけての助郷免除願のための江戸出訴費用については、文政6年4月7日の梅原日記に御政事である伴氏と「江戸一件」について話し合ったと記されているので、このときから問題として認識されていた可能性がある。

文政6年6月には、次のような願書が提出されている（野田屋長兵衛家文書①29）。

乍恐書付を以御願奉申上候

一去ル午年武佐宿加助郷一儀ニ付江戸表え罷下り候諸入用メ高左之通ニ御座候

覚

一金七百三拾八両三步也 錢壱貫九百四拾五文

右入用高之儀連印之町五拾四丁え御割符可被成下候、尤甲乙之町分も御座候間、難渋ニ不相成様何卒御賢慮を以御割符被下候様此段御願奉申上候以上

文政六年未六月日

三町縄手末町 ㊟

慈恩寺町上町 ㊟

(50ヶ町省略)

孫平治町元丁 ㊟

同 貳丁目 ㊟

御会所

江戸出訴費用738両余を個々の町の負担能力に応じて割賦することを54ヶ町の連印で惣町会所に願ひ出ている。これを受けてのことと思われるが、7月6日に蓮照寺で惣町寄合が行われ、広間に御用達衆・御仕送加入、それに町々より代表が集まった。そこに、「町方惣代世話方紺仁・弦徳兩人」は「昨年中一件入用」の出金は下々が難渋しているので下記の通り割合うことを提案した。すなわち、惣入高740両のうち、7割は御政事から仕送加入といういわば惣年寄を除く町役人で負担し、3割は小前一統の負担とするものである。7割の内訳は、御政事3軒（伴伝兵衛・西川利右衛門、3人目は不明）で100両、御用達で200両、御仕送中で140両、同加入衆で70両、合計510両であった。残り240両を町方で負担するというのである（以上森日記）。合計額が出訴費用総額を上回る理由は不明である。

この提案は、7月8日の御仕送人寄合では承認された（市田日記）。ついで、7月21日の同寄合では、徴収方法が検討され、町方割賦金は町々年寄から月番へ持参する筈であったが、世話方からの依頼により8月12、13日に世話方が徴収し老分に渡すこととなる。以上を内々に代官へ報告したという（以上森日記）。しかし、負担割合については合意に至らなかったという（市田日記）。

このように負担割合について合意形成が不十分であり、かつ徴収方法について複数の考え方

が示されるなか、7月29日の御仕送人寄合では、江戸出訴費用の受取は「御朱印」の前で行いたいのので、「御朱印」を西御坊へ持ち出したいと世話役(紺仁・弦徳)が言う。勤番に許可を求めるが不許可であったので、再願いが行われた。7月30日の御仕送人寄合では、「またまた騒動ニも可相成様子也」という状況認識のもと「御役所へ届候義ハ反古ニいたし老分簡ニて」御朱印箱を西御坊へ持ち出すことに決定した。このことについて伴氏(政事方)の同意も得られ、後日お咎めがあった場合には老分が蒙ることに決定した(以上市田日記)。

この決定の通りに江戸出訴費用の徴収は行われた。8月12日に御朱印箱を西御坊(本願寺西別院)へ持参した。その際、老分中が袴羽織で御供をし、その月の御朱印月番が居住する町内より見送りもあった。世話方(紺仁・弦徳)が迎えに来て先供をする。一方、別院側では、寺内両町と御坊講中が御朱印箱一行を出迎え、寺衆が門前まで出迎える。「御朱印」は「御殿」に入り休息し、老分中はそこで袴に改め、御朱印箱を御広間対面所の上段に飾り、御酒御香供の前に新しい冥加金箱を据え、左座に御仕送老分2人が、右座に世話方両人(紺仁・弦徳)が詰めた。町々冥加金封納は町々年寄組頭が持参し、夕方迄に54ヶ町全てが納入した。出訴費用徴収後は、それぞれに御供して御朱印箱を月番糺作へ返却した。御冥加金箱はそのまま月番に預けた。以上は森日記からの再構成であるが、この日のことを森五郎兵衛は「至極嚴重成事ニ御座候」と評している。

このように権現の権威により江戸出訴費用は徴収されたのであるが、翌8月13日には多賀六町・縄手二町・鍵之手といった町々から、御朱印箱を西別院に持ち出したことに異論が出た。8月16日には多賀六町は伴氏に異論の願書を提出したが、多賀六丁町については御政事が仲介に入り(以上市田日記)、8月24日には「縄(手)拾丁町之一件」について正福寺・本願寺西別院・蓮照寺の3ヶ寺の仲介があった模様である(森日記)。この結果は不明ながら、八幡町の西端の町々から御朱印箱を持ち出したことに対して反対の意向があったことは確かであり、この問題に関しても地縁団体間で対立があったことが知られる。

本願寺西別院は、家康が関ヶ原戦勝利後に宿泊し八幡町の諸役を免除したとの伝承を持つ³⁶⁾。慶長5年(1600)9月18日に家康が近江八幡に宿泊したことは事実である³⁷⁾ので、西別院の家康伝承はかなり信頼しうる。そこへ、世話方の2人が先導し、老分衆がお供する御朱印箱の行列は、寺内町2ヶ町の人々(西別院に附属する寺領地縁集団)、西別院の講中の人々に出迎えられ、さらに西別院に近づいていく。門に到着するとそこには寺衆が出迎えている。見送り・出迎えは近世における「馳走」の作法の一つである。

「御朱印」は対面所の広間に飾られるのであるが、この対面所とは、別院が西本願寺の末寺ではなく門主直轄の寺院であることからくる建物であり、門主が来て信徒と対面する目的で建てられている。御朱印箱が置かれ費用徴集の場となった対面所は門主の来るべき場所として別院の建築構成のなかでは重要な建物である。家康伝承とあいまって、この徴集の場と方法は、八幡の町の記憶を喚起する効果を持ったものと思われる。

また、「御酒御香具」は、上段の間に飾られた御朱印箱に対してのもの、つまり御朱印箱の供え物と考えられるので、ここからも「御朱印」の物神性を見ることができる。近世においてこ

36) 天保13年「御坊御山緒書」(『町史』中p501)。

37) 中村孝也『徳川家康文書の研究 拾遺集』(丸善、1971年) p137-139

ここまで物神性が確認された例は他にないであろう。

さらに、御朱印箱前の左座に御仕送人2名、右座に世話方2名が座ったという配置は「御朱印」＝権現の権威の前では、町役人層と一般町人層が対等に近い関係であることを示している。

したがって、家康伝承を持つ寺院に御朱印箱を持ち出し、その前で徴収するという方法は、負担割合と徴収方法の双方でなかなか合意に至らない状況を打開するために考えられたものと思われる。上述の負担割合はそれぞれの役職集団や地縁集団の納得がいくものではなかったが、家康の記憶を用いて合意へ導いたのである。

以上のように、文政6年に入ってから、八幡町では3つの連続した事件があり、惣年寄罷免要求にまで発展した。全ての住民運動が「御朱印」と関連している。家康をめぐる歴史意識が高揚していることが見て取れる。これを記憶の一形態として把握したい。

住民運動の終息

これらの一連の事件への領主（旗本朽木氏と八幡町に代官を派遣している本家の福知山藩）の対処は同年10月18日に始まる。同日に惣年寄兩人（梅原・市田）が福知山へ呼び出された（梅原日記）。

11月5日、住民代表である紺屋仁兵衛・弦屋徳兵衛の2人が逮捕され、福知山へ召喚されることになると一気に事態は緊迫し、町役人層が打ちこわしが起こるかもしれないと考える状態になる。御仕送人の一人である西川伝右衛門は知人の兵左衛門から打ちこわしを警戒して大切な書物や金銀・諸道具を外に預けるか取り片付けることを勧められている³⁸⁾。

その後梅原は、福知山で11月29日付の憐愍の沙汰願を藩に提出する。そこで文政5年武佐宿助郷一件からの一連の事件の経過を説明した。それが効を奏したのか、12月6日に、梅原は八幡町へ差し戻され、「忽度相愼」むように命ぜられた。これにより梅原は10日に八幡町に到着した。しかし13日には惣年寄としての扶持方米が支給されており、謹慎処分は形だけのものであった。

翌文政7年1月に事態の收拾が図られる。八幡町の寺院一統による仲介は20日に一度不熟談となった（梅原日記）が、翌21日には新町がこの仲介を了承しており（森日記）、22日に惣町レベルで熟談となった。21日に各個別町で寄合が開かれ合意が取られて惣町寄合で決定されたものと思われる。合意の内容は、惣年寄は帰役して紺屋仁兵衛と弦屋徳兵衛の2人は赦免としてもらう願書に町々が調印するということであった（市田日記）。これにより、2月7日付けの町々年寄連印の惣年寄退役願書取り下げ願（野田屋長兵衛家文書）が作成された。そこには、八幡町の寺院一統が仲介に入り、惣年寄から「格別之仁言」を得、町々年寄と町中も惣年寄兩人へ帰伏すると記述されている。

このように事態は收拾の方向へ向かい、3月9日には江戸訴願者でもあり献灯一件の中心人物の一人でもあった野田屋増兵衛が、同10日には野田と同様に活動した加茂屋甚右衛門がともに入牢御免となり、手鎖のまま宿預けとなった（梅原日記）。同21日には、各町の年寄と組頭は役所に召還され、「惣年寄不帰依ト申立、徒党々間敷儀致し候段御呵り并御理解」があり、「右不埒之義向後仕間敷旨請書」を差上げることになったので、「新町分印形致ス、并当町分も印形

38) 西川伝右衛門家文書、家1（滋賀大学経済学部附属史料館）

いたす」と各町は印形した模様である(市田日記)。

最終的な結論は翌文政8年4月21日まで持ち越される。惣年寄梅原・内池や関係する御仕送老分は全て押込となったがすぐに赦免される。紺屋市之丞と弦屋徳兵衛は追放、そのほかの騒動グループは押込となった。彼等の赦免はこの後に行われることが当時予想されていた(市田日記4月29日条)が、実際の赦免は確認できない。

最後に残ったのは、文政6年6月21日に東西の町方代表が御朱印箱に付けた封印である。文政8年4月29日に福知山藩の役人がやってきて封印を解いた(梅原日記・森日記)。「御朱印」へのアクセスの平等化要求は、封印に限っていえば認められなかった。しかし、「御朱印」の引き継ぎや虫干には、前述の通り「御朱印」月番の所属町の年寄・組頭が立ち会うようになり、それは明治初年まで継続したのである。

3. 継続と変容—文政9年以後の「御朱印」と諸役免除

住民運動により家康をめぐる歴史意識が高揚したあとはどのようになっていったのかを本節では年代順に検証していくことにしたい。

文政9年高掛三役免除問題

近江八幡は文政9年(1826)2月に上知され幕府領となった。これに伴い他の幕府領村々と同様に、高掛三役(伝馬宿入用・蔵前入用・六尺給米)が課されることとなった。これに対し、惣年寄梅原は免除願書を提出するにあたり、信楽代官所へ「御朱印」を持参し代官に「御一覽」していただくことを、14組年寄(幕府領になった時点でそれまでの筋が組に再編されている)へ披露した。それと共に、御朱印箱守護人25人のうち月番を初めとする21人を惣町会所に呼び出して申し達した(梅原日記7月8日条)。

これに対して翌日に御朱印守護人一統の書付が惣年寄に提出された。その内容は不明であるが、この行動が「内分」にされていることから「御朱印」持参に反対という内容であったと思われる。一方、町方の方は、16ヶ町が「持参不承知」であり、そのうちの5ヶ町は書付で反対の意志を表明した。残りの町々は同意したという。

御朱印箱守護人、町方のいずれも完全な同意が得られなかったため翌10日に「御朱印」持参を代官所に断わり、承認された。問題となっている高掛三役についても伝馬宿入用米と夫米は当国三分一値段で石代上納することとし蔵前入用銀とともに当年から上納する、つまり六尺給米は免除となった。「御朱印」を見せなくても諸役免除の格式を維持することができたのである。

この件に関連しては、寺内西末町年寄作右衛門・同西元町同増兵衛・孫平治町同喜三郎・日杉町同吉兵衛から御朱印預り御当番塩屋四郎左衛門様御一統衆中あてに、「御神書」預かりのことについて丹精に守護するようにとの願書が7月付けで提出されている³⁹⁾。4人の文書作成者の所属町はいずれも9日の不承知の組や町に含まれる。この文書は、7月8日・9日段階のものである可能性もあるし、10日以後に結果が出てから改めて「御朱印」を統治者に見られる可能性を認識した一部の町々が御朱印守護人に要求したものであるのかもしれない。文政5年以

39) 内池文書戦前筆写史料(滋賀大学経済学部附属史料館所蔵八幡町共有文書)

前とは異なって、「御朱印」の保管に関して守護人だけでなく町々も介入する状況が継続していることがわかる。

文政11年草津宿助郷（八夫村）問題

この件は、東海道草津宿の助郷を勤めていた八夫村が助郷免除を願い出たため、そのかわりの村々として八幡町とその周辺の11ヶ村が指定されたことから始まる。最初は八幡町の南東に隣接する南津田村の論所改を担当する信楽代官所の手附が、10年分の年貢割付状と昨年の宗門人別帳の提出を南津田村・八幡町ほか2ヶ村に命じただけであった。しかし、八幡町は、助郷差村の件であることを察知し、7年前にも同様の問題があって「御朱印」持参をめぐって騒動となったと文政5年の武佐宿助郷一件を引き合いに出して出役を願った（梅原日記4月14日条、森日記4月15日条）。引き続き翌15日には、「今夕旧記より諸役免除ニ相成有之候証録之分書物壱冊ならびに御朱印之写壱冊仕立出来ニ付、十四組年寄惣代十四人へ為心得読聞せ、則年寄惣代松前屋藤兵衛・俵屋源兵衛惣年寄連判印」と、証拠書類として「御朱印」写を提出することについて組合町の代表の承認をとっている。こうした手続きを踏むことは文政5から6年の一連の騒動の教訓であろうか。翌16日には助郷差村免除を願い出た。その際には「差出目録添免状九通并御朱印之写都て国役金等其御沙汰有之候度、毎々諸役御免之引続旧記より書抜」も提出した。この結果、「御一覽之上先此度は外差村も多分御座候義にて御取調ニは不相成段被仰聞書物不殘御下ヶ被成」と「御朱印」写を含む旧記書抜を代官は見したが、他に差村も沢山あるという理由で取調には至らず関係書類は返却となった（21日）。助郷も免除とという結果であったので21日は休日になったという⁴⁰⁾。以上のようにこのときも八幡町は助郷を負担せずに済んでいる。

天保3年永久幕領願

この件は諸役免除とは直接関係がない。天保3年（1832）11月21日に八幡町惣年寄と町々惣代は永久幕領願を提出した。その内容は、御料私領に限らず分限に応じ上ヶ金仰せ付けに対し「当町方之義は 権現様御朱印頂戴所持仕候御由緒を以前々より諸役御免許地にて元来御料処御座候所」であり、元禄11年（1698）に朽木知行所となり天領復帰を望んでいたところ、文政9年（1826）に御料となり有り難く安心した、しかし後年私領になる心配もあるので今回は3000両上納するから「永々御料ニ被御差置被下候様」願うというものであった。同日に提出された添え願書は3000両の5ヶ年分割上納願であり、その理由について、大津のような都会とは違い上納者は他国出稼ぎの者が多いので「所々不融通」である、一時に上納しては蚊屋下職の者への「定式前貸」に差し支え小前の者共が難渋して「産物稼方不行届」となるから、と述べている。上納金を負担し「御朱印」管理にも関わる町役人層は三都その他に店舗を展開している商人でもあるため不在である場合が多く、かつ低迷している地場産業である蚊帳生産はそうした上層町人が蚊帳職人を恒常的な前貸し関係に編成して行われているらしいこともわかる。同5年3月13日に「永御料」の請証文を提出している。そのために「町方奇特筋永々御料願金」2500両のほか「冥加上ヶ金」500両を上納した（以上を全て梅原日記）。

40) 俵屋五兵衛日記（『日本都市生活史料集成』10、p429、423）

ここで注目されることは、八幡町の説明のなかで、諸役免除の証拠として「権現様御朱印」を挙げている点である。家康朱印状は三ヶ条の禁制であるので、前述のように諸役免除文言などあるはずもないのであるが、ここではついに明確な嘘を代官あてに明言してしまっている。19世紀に入ってからの記憶の変化がここに如実に現れている。

天保12年草津宿助郷問題

同年6月7日に草津宿助郷村柄糺しのため役人が廻村した。八幡町が差村となったため、由緒を申し立てたところ、「御朱印之写并本紙差添由緒書」の提出を命ぜられた。それに対し「本紙御朱印之義ハ他方へ持出候義当町にて御覧被下度、写其跡より持参可申」と拒絶したところ承諾された。すぐに月番から「御朱印」本紙を取り寄せ御覧に入れた。取締役の次郎兵衛も会所で御目にかかり、「夫是町方先年之差村申立にて御除ニ相成申始末等」を申し上げた。町年寄惣代が信楽役所で交渉の結果、12日に草津に惣年寄が出頭することとなった。そのため「草津行用意書物」として「御朱印之写壺冊、由緒書壺冊、諸役免除ニ相成候例之書抜壺冊」のほか八幡町高家数人別帳面などを準備した。

「御朱印」本紙をすぐに代官所役人に見せてしまうところが以前と異なる点である。惣町の意志を確認する手続きをとっていないが、その翌日には町々年寄惣代も差出人に含めた願書が作成されているので今回は問題とならなかった模様である。「御朱印」本紙を持ち出さないことに意味を持たせている。

6月13日に草津で「御朱印写、由緒書、田記内抜書并人別帳写差添、差村御免除可被成下候様」願書が提出された。御出役は「氣之毒」に思し召され、差出金を以て「永久差村御沙汰無之様之願方」を教唆し、案文まで下された。日野三町へも八幡町より案文を見せ同様の仕法になるように「御内理解」を下された。このため、村井町と松尾町の村役を招き「右之趣及示談」した。すぐに日野三町の村役人と相談している⁴¹⁾。御出役からは、19日夜までは御公役が逗留しているので、ひとまず引き取ってこの日限までに相談し出金するのであれば「右之御陰を以差村納無之書付預帰」る、出金しないのであれば「差村納」を請けるように仰せ下された。日野表も先ず猶予願にてひとまず帰村ということなので八幡町も同様の対応をした。

18日の代官所役人藤尾の教唆は以下の通りであった。「右草津宿ニ□金千両五ヶ年割にて上納、右ニ付ては以後最寄宿村より差村ニ願出候共御取上無之永久御差村ニ不被成下候様、其御筋へも御達可申様之文面を以相願候様」。これに関しては、500両を20ヶ年割で上納する積りであり、想定とは「大相違」であったので相談することとなった。その結果、千金上納は身元相応の者より出金割するので至急には取り計らえず、まずその積もりで願い、持ち帰り、跡からどのようにも出金割り方すればよい、ということになって、再び草津へ行き、藤尾にその旨を話した。

6月18日に願書が提出された。その内容は、「私共町方之儀は御朱印頂戴従往古御由緒有之人馬役等不被仰付」、すでに去る巳年に宿々旅宿向往還道橋等の難場の補修にもなり通行の旅人は勿論所の人馬の助けにもなるかと思ひ、3000両上納し永久天領のことを願ったところ許さ

41) 日野は村井町・松尾町・大窪町の三町からなり、そのうち村井町には町方庄屋（年寄方）と田方庄屋（百姓方）がいた（『近江日野町志』巻上、1924年、603頁）。

れた、今回は、困窮宿々の一助にもなるかと3年間で600両の冥加上納をしたい、については、今後「右のような山緒を弁えず、最寄の宿村より差村などにされても山緒により永久に差村が免除されることとなるので、このことを其筋へ御達し下されたい」というものであった。この願書は認められた。また、出金は身元宜しき者から、入用は高掛割合と決めた。

6月23日にこの件を町々に伝達した。その方法は町々の年寄と組頭を惣町会所に召集するというものであり、一方的に見えるが問題は生じなかった模様である。

6月26日に上納金割合が決定された。それは、10両3人、8両8人、5両5人、3両4人、2両22人、1両55人、計200両で3年分600両というものであった。そのほかに草津出役その他の代官所役人へ「雑用」「小遣」という名目で合計35両かかった。これらの費用は日野三町と八幡町が半分ずつ負担した。さらにそのほかに、信楽代官所役人へ御礼として、金10両福井様へ、金5両ずつ杉本・星野御両氏へ、金25両を藤尾へ「御出役格別之御骨折御苦勞ニ付」渡している。上納金を教唆した藤尾に高額の礼金を支払っている。礼金だけで合計45両に達している（以上全て梅原日記）。

この間の経緯から注目される点は以下の通りである。①「御朱印」の取扱が微妙にこれまでの事例とは異なる。文政9年高掛三役免除問題の時は、「御朱印」本紙を代官所に持参して見せることに惣町の同意が得られなかった。しかし、今回は代官所役人に八幡町において見せたことは惣町から問題とされていない。「御朱印」本紙を八幡町から持ち出すことは明確に拒絶している。問題であるのは見せることなく、持ち出すことであったということであろうか。②この件に関しては町々の意志が問われていないように見える。上納金の件に関しても一方的に町々に通知しただけである。③高額の上納金と礼金を支払ってまで助郷負担を回避したということは、町役人層にとっては、問題は経済的負担とともに諸役免除という格式の問題であったことが予想される。ただ、巨大商人ではない高持層にとっては助郷は所持高に応じて負担することになるから、その回避は経済的に大きな意味を持ったと予想される。

万延元年から慶応3年までの助郷回避

これ以後幕末には類例が連続する。万延元年（1860）には東海道石部宿助郷差村を「御朱印」を根拠に拒絶した（森日記）。文久元年（1861）には將軍下向にあたって助郷を免れた（注5拙稿参照）。慶応元年（1865）には東海道水戸宿当分助郷も拒絶し（内池文書戦前筆字史料）、慶応二年には東海道水戸宿当分助郷について將軍進発であるとの再度の命令をも拒絶した。これが認められたため、「助郷永免除冥加上納金」340両を上納した（森日記）。慶応3年9月にも1000両上納して「永久助郷免除」を得ている⁴²⁾。

以上のように、文政9年以後の「御朱印」の扱い方を見ることによって、文政5～8年の「御朱印」をめぐる一連の騒動を経て、<「御朱印」を根拠とする諸役免除>との認識と主張が明確化されたことがわかる。「御朱印」を代官等に見せるかどうかという点は次第に問題ではなくなり、「御朱印」を八幡町から持ち出すことはできないという認識に変化していった。

この点は、町役人層と一般町人層との対立が先鋭化している時期には、町役人の「御朱印」に関する振る舞いに批判が出たと解釈してはどうか。対立関係が緩和されているか、押さえ込

42) 八幡町共有文書46（助郷2）（滋賀大学経済学部附属史料館所蔵）

まれている状況のなかでは、「御朱印」を支配者に見せること自体は問題視されなかったのである。したがって、「御朱印」が神格化されているから、それを支配者に見せなかった、とするのはやや早計であって、支配者に見せないという意識は騒動状況のなかでの短期的なものであったと考えるべきであろう。

「御朱印」保管の権威化

前述した「御朱印」の保管の仕組みが文政5～6年の騒動以後、記憶の変化に伴ってどのように変化したのかを整理しておきたい。

第一の変化は、前述した通り、文政5年以降虫干の際に月番所属町の年寄・組頭が立ち会うようになったことである。虫干行事に「町方」(一般住民)が関与するようになった。これは御朱印箱封印一件での一般住民の要求が形を変えて実現、定着したことを意味する。

第二の変化は、文政9年(1826)の幕領化に伴い、旗本朽木氏支配のもとでの御仕送人制度が廃止されたため、御仕送人仲間月番の職務の一部であった御朱印箱の引き継ぎは、新たに設定された御朱印守護番という役職が担った。これは、「御朱印」月番が兼務ではなく独立した役職となったことを意味し、「御朱印」保管職務の純化と評価できる。「御朱印」権威上昇の一つの表現ではなかろうか。さらに、「一御陣家御礼例之通り、当年より御朱印之新役衆御礼相[□]被成候」(森日記嘉永3年1月4日条)と、嘉永3年(1850)より陣屋への年頭御礼に新任の御朱印守護番も行くようになる。これも「御朱印」権威上昇の表れの一つであろう。

第三の変化は、文久元年(1861)の將軍下向にあたっても助郷を免れたことは「全御朱印の^{おかげ}御陰」で有り難いことであるので、毎月一日の御朱印箱引き継ぎで浜仲仕に担がせて箱を送り届けることに惣町寄合で決定したことである⁴³⁾。浜仲仕は駄別仲間(半ば公的な入港税徴収組織)の支配の下に仲間を結成して営業していたから、地縁的な町の枠組みに加えて職縁的結合関係からも「御朱印」保管への関与者を加えたと位置づけられる。これにより「御朱印」の権威がさらに高まるという効果も予想される。

このように「御朱印」をめぐる実践は権威化の方向性が顕著であり、それは諸役免除願が繰り返し行われたことの反映であろう。

4. 消滅と残存—明治維新以後

明治維新により諸役免除の特権は意味がなくなることは当然ではあるが、それに応じて上述の「御朱印」保管のシステムと記憶がどのように変容するのを見届けておきたい⁴⁴⁾。

維新政府は、慶応4年間4月の太政官職制の改定により、新設された七官のひとつである会計官の下に郵便司が新設された。幕末維新期の軍事行動により疲弊した宿駅・助郷のシステムを維持していくため、5月8日付けの布告により宿・助郷の組み替えが発令された。その内容は、宿駅と助郷を一体化し、それまで助郷を免除されていた皇室領その他の村々も含めて負担を平等化しようとするものであった⁴⁵⁾。

43) 森家日記10月27日条。

44) 以下本節は特に注記しないかぎり、八幡町共有文書46(助郷2)による。

45) 山本弘文『維新期の街道と輸送 増補版』(法政大学出版局、1983年)

近江八幡とその周辺地域には助郷組み替えの触書がすでに閏4月に廻っている。これに対し、八幡町は翌5月に、助郷組替にあたり武佐宿助郷となることの論し方免除願を京都の宿通役所に提出している。そこでは「従来諸役免除之廉」があり助郷を勤めたことがないと主張しており、間接的な助郷免除願である。6月には再び願書を提出し、冒頭に「織田・豊臣・徳川と政府沿革之度々伝馬人足其外諸役御免状被為下置候以来」とこれまでの経緯を説明して「伝馬人足諸役在来之如く御免許」を願った。徳川幕府の崩壊に対応して、家康だけではなく、織田信長・豊臣秀次の文書も所持していることを背景に、近世初期の政権交代にもかかわらず諸役免除であり続けたことを強調していることが徳川時代の助郷免除願と異なる点である。

公文書のレベルでは以上のような経過ではあるが、森日記によれば、八幡町は助郷組み替えの廻状が来る前の3月にはすでに「御朱印」を根拠に助郷免除維持願を維新政府に提出していた模様である。5月28日にはこれに関して召喚状が来て5人が上京したという。当初から前年と同様に、金額は符丁で表現されているため不明ながら多額の献納金を上納することが前提となっており、6月初めには具体的に金策を行っていたことが森日記6月6日条からわかる。実際に上納したのかしなかったのかは不明であるが、この段階では維新政府の宿通役所が徳川時代の代官所や道中奉行と同様の対応をしていた可能性を示唆する。

6月の助郷免除願書に対しては、「御朱印」本紙の提出要求があったようで、それに対しては、「八幡町御朱印之儀は織田公御城下ニ御取繕之砌より以来、伝馬人足諸役御免之土地故、小前迄一同氏神同様大切ニ守護仕候ニ付」他所へは持ち出さないことになっていると主張して「御朱印」本紙提出の赦免願を出している。この願書では、もはや徳川は全く出てこず、織田信長のことのみが根拠となっている点が興味深い。先の願書よりも徳川から離れる理由付けに変化している。

この件については個別町レベルの寄り合いにも降ろして評議した結果、本紙提出を承諾することとなった。これにより「御朱印」本紙は京都の駅通役所に提出されて八幡町には存在しなかったため、この年の7月1日には「御朱印」引き継ぎが行われなかった（森日記同日条）。

以上のようにここまでの段階は「御朱印」本紙を見せるか見せないかが焦点であったように見える。しかし、10月以降は助郷を負担するのかどうかという本体の問題に入る。

これについては同年10月付けの文書二通は矛盾する内容にも見える。一つは、助郷免除については結論が出ていないにもかかわらず武佐宿からは助郷附属請印を求められているので御沙汰を下してほしいという「八幡町惣代共」からの願書写が存在する。その条件として免除の代わりに駅通司が所属する会計官への献金と大津での行幸営繕を行うことも提示している。宛先を欠く。末尾には「十月十三日本極り可喜之」との添え書きもある。経過からすれば助郷免除が認められたとは考えられないので、この点については、前者の願書は提出先が定まっておらず、10月13日に駅通役所以外の提出先が決まったものの、結局提出されなかったか、提出したものが全く効がなかったものと考えておきたい。

10月27日には正福寺で大寄合が開かれ、武佐宿に助郷に出ることが決定されたことが森日記に記されている。森は「御朱印間ニ合不申」すなわち「御朱印」が役に立たなかったと指摘し、「扱々時節成行致方無之事也」との感想を記している。

第三段階は、助郷を負担するにしても、武佐宿附属だけは避けたい、という点である。助郷負担が決定したため請書を提出することになったのではあるが、惣代たちは町民を説得するた

め延期願を繰り返している。そのなかでは、助郷が武佐宿附属では「人気不和合」であると述べられている。11月上旬頃は詳細は不明ながら京都の複数のつてを頼って武佐宿附属を避けようと工作したらしきことが残された書状からわかる。しかし、森日記11月27日には以下のように記される。

一先達てより御一新二付惣町方え是迄御朱印御免除之義、京都へ願立ニ相成在度候、心配骨折被下候得共、御聞濟無之、無拠当分武佐宿へ助郷差出し可申様被仰付、今日受印申候事也は残念成事ニ存ス。

最終的には武佐宿に附属しないという願も実現しなかった。「残念」という感想が印象に残る記述である。

以上のように、明治維新のなかで「御朱印」によって助郷負担が回避できないことが明確となったのであった。ここに「御朱印」を所持していることの意味は実質的に消滅した。

さらに、紆余曲折をへて、明治5年1月に東海道の、同年8月にその他の街道の宿・助郷制度が廃止された。また、朝鮮通信使・琉球使・日光御神忌などの国役は幕府崩壊とともに消滅した。瀬田川普請入用などの公共事業費用はその都度徴収されるのではなく、恒常的な近代的税負担体系のなかに吸収されていく。つまり、「御朱印」によって免除されていた「諸役」そのものが消滅したのである。

この事態を受けて、八幡町では「御朱印」保管方法が変更される。

一御朱印八月朔日より五区学校へ預り切ニ相成申候事、同校より廻達有之候。(森日記明治6年7月30日条)

一御朱印西九殿より五区学校へ納切に相成申候。(森日記同年8月1日条)

このように学校に御朱印箱は保管されることとなったのである⁴⁶⁾。「五区学校」とは、八幡町に設立された二つの小学校のうち西半分の区域の小学校である。五区は大区小区制下の小区である。東半分には「六区学校」が建てられた。五区学校は明治8年に比牟礼八幡神社の鳥居前にある惣町会所の位置に移転のちに町役場(白雲館)がここに建つこととなる。引用史料中にもあるように、御朱印箱の管理方法の変更に関して八幡町内に廻状を小学校から発しており、また布告の読み聞かせも小学校で行われている(森日記同年12月11日条)。さらに「東学校」(六区学校)が「報恩社事件」に関する「集会」の場所としても使用された(森日記明治7年3月4日条)。以上のことから、学校には近世の惣町会所の機能があるといえる⁴⁷⁾ので、御朱印箱の保管場所となった理由が理解できる。

おそらくこれによって「御朱印」の物神性も消滅したものと思われる。ただし、「御朱印」の記憶は容易には薄れない。先に使用した慶応4年武佐宿助郷一件文書は、明治21年(1888)に現存の封筒に収納された⁴⁸⁾。その表書きには、

46) 『町史』中p776の御朱印箱写真キャプションには、「明治八年八月より守護を廃した」とある。しかし森日記にはその記載がない。月番による引き継ぎが廃止されたのちにも守護番が存続するということが奇妙であるので、写真キャプションの年が間違っている可能性もあるが、この時期で『町史』によく引用されている西川庄六日記を現在では参照することができないので不明とせざるをえない。

47) この点は、京都の小学校と類似する。辻ミチ子『転生の都市・京都』(阿吽社、1999年、関係部分の初出は1977年)参照。

48) この行為が翌年4月1日の町制施行(『市史』4)と関連があった可能性はある。明治18年の連合戸長役場の成立(同前)も含めて、大きな行政制度の変化に伴う文書整理が行われ、担当者が記憶を想起したという可能性がある。

本書ハ御維新之際助郷一条ニ付各町ヨリ御朱印写ヲ進達スルヤ否哉之件、為参考保存スとあって、助郷負担が主題であったはずの一件を、「御朱印」を統治者に見せるか見せないかの問題として認識していたことがわかる。近世における「御朱印」の取り扱いとその変化は、近代における文書認識をも規定したのである。

おわりに

本稿で明らかにしたことは以下の通りである。

- ①信長・秀次・家康などの朱印状等（「御朱印」）の保管体制は、前稿で明らかにした「記憶のあいまいな創造」に照応して、町役人層のみによる閉鎖的なものであった。
- ③また、「御朱印」は、拝礼・供え物の対象であり、触穢観念を伴い、鏡と神燈を差し上げる対象であった。神格化されていたことは間違いない。
- ④そのような実践と認識に照応するかのよう、「御朱印」は文書の収納容器としては特異かつ多様な形態の五重の保管容器に収納されていた。特に外側から二番目の格子状の箱は精神的な隔離装置として機能していたと解釈される。
- ⑤このような「御朱印」への認識は、住民運動が展開するなかで極限に達し、一般町民層の町役人層に対する批判的態度のなかで、「御朱印」を代官に見せてはいけない、という主張まで生み出されることとなった。それとともに、「御朱印」へのアクセスの拡大要求もあり、「御朱印」保管体制に若干の変化をもたらした。
- ⑥神格化されているとはいえ、近世後期という時代では、中世社会のような物神性がそのまま機能することはありえない。功利性（訴訟費用の徴収手段）も併せ持ったものであった。神格化されていることを利用した実用主義的態度ということである。
- ⑦「御朱印」は、助郷などの諸役免除特権の証拠としてたびたび使用されており、維新政府に対してもそれが有効であると当初は認識していた。

ここでの事例は、既存の権威に基づく価値序列のなかで少しでも権威の表象に近づこうとする人々がいるということを示している。もちろん既存の社会秩序を否定しているわけではないが、その行動は地域の秩序を揺り動かすこととなった。

しかし、それは決して全面的に前向きに評価されるべきものではない。既存の権威に基づく秩序がひたすら再生産されるだけであり、新たな社会関係を切り開くものとはなりえない。

文書と人間の関係性を歴史的に考えようとした場合に、このような両側面をしっかりと見据えておかなければならないことは確かである。

追記

本稿に関わる史料調査にあたっては、近江八幡市市史編纂室亀岡哲也氏に大変お世話になった。記して感謝したい。なお、本稿脱稿後、牧知宏「近世都市京都における〈惣町〉の位置—「御朱印」に注目して—」（『新しい歴史学のために』275, 2009年12月）を得た。併せて参照されたい。